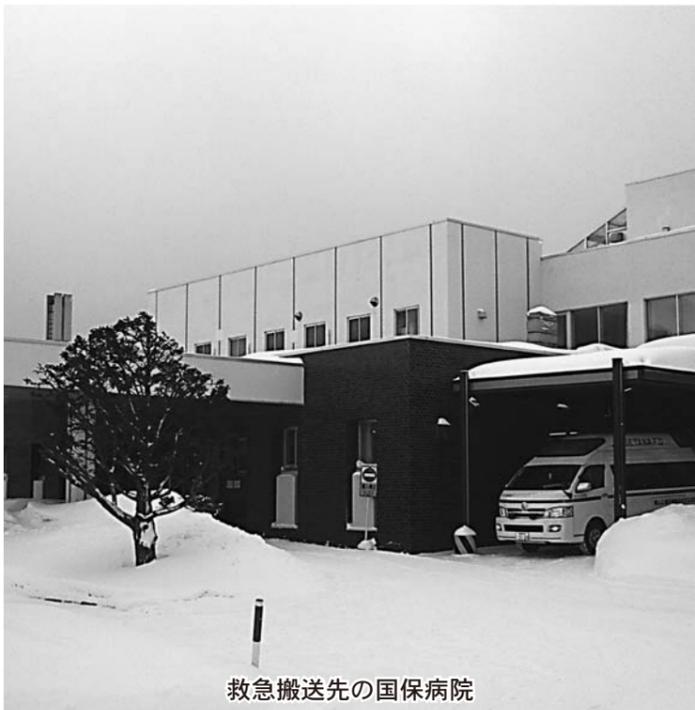


救急車の保有台数は、せきたな消防署と瀬棚支署が各1台、大成支署においては予備救急車も含め2台となっております。大成支署の第一出動後は、予備救急車での第二出動に備え、非番署員を招集し出動できる体制で救急要請に対応しているところです。大成支署の2台が出動中に救急要請があつた場合は、せきたな消防署が対応しています。

今後の消防署組織体制につ



救急搬送先の国保病院

いては、せきたな町消防庁舎建設等検討審議会に諮問しており、その答申を受けたのち、議会とも十分協議をし町民の安心・安全が図られる組織体制にしていきたいと考えています。

再質問

医師不在を少しでも解消し、緊急の場合もすぐ近くの診療所に行けるということが、町

【質問①】

民の安心につながるのではないですか。将来的に町長はどのような医療体制をつくろうとしているのかも一度答弁をいただきたいと思います。

再答弁 町長

国保病院の医師につきましても、月曜日から金曜日まで日勤と交代での宿直勤務となつていきますので、休まないで診療所に行くということにはなりません。

小六所長につきましては、月曜日から金曜日までの24時間ということで、大変な激務でございます。当直明けもそのまま診療に当たつていただいています。

こうした先生の責任感と地域の方々を思う気持ちから頑張つていただいているのが実態ですので、そうしたことも十分考えていただいでご理解をいただきたいと思ひます。

【質問②】

私が聞いたのは、救急搬送され、点滴で回復したけれど

も、一晩病院に泊られませんかというのを断られたということ、こういう場合の町の対応について周知をしていただきたい。

デイサービス等福祉事業の指名競争入札は問題



質問

デイサービス事業が3区で実施され、介護保険対象者と生きがいデイの多くの方が利用されています。

町民からの情報によると、瀬棚区のデイサービス事業と生活支援ハウス事業が平成24年度から指名競争入札による委託契約に変更する予定と聞いています。また、平成25年度には、グ

朝まで入院していただき、翌日の公共交通機関あるいは患者輸送バス等の利用について、改めて周知をさせていただきます。

再答弁 町長

小 平 久 議員

ループホームあさなぎの指定管理者制度も検討されていると聞いています。

デイサービス事業、グループホーム事業は、介護保険法に基づき料金設定され、生活支援ハウス事業は老人福祉の分野で運営されています。

長期間にわたり地域の利用者に安心と安全を提供するものでなければならぬと思ひますし、雇用不安も広がっています。

デイサービス等の福祉事業は指名競争入札になじまないと思ひますので、指名競争入札を取り入れようとしている理由をお伺ひします。

法の定めにより適正に進めている

答弁 町長

デイサービス等福祉事業について、北檜山区と大成区においては、施設が地元の社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームでの附帯施設としてサービス提供や事業運営が一体的に行われているところであり、それぞれに業務を依頼しているところでもあります。

瀬棚区においては、旧町時代から町内で受託できる事業者が1事業者しかなかったため、随意契約により業務委託を行つていたものであり、合併後においても同様に行われてきました。

しかし、現在当町では同じように介護サービス等を提供できる事業所が複数あり、指名競争入札を提出している事業者がほかにあるのが現状です。地方自治法第234条では、売買、賃貸、請負その他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売

りの方法により契約するものとしています。第2項では、前項の指名競争入札または随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができるとなつており、当町の場合、あらかじめ指名願のあつた業者を選定登録して、その中から指名競争入札を行つています。

随意契約にあつては、契約する内容または事業が特殊な場合、あるいは指名競争する業者が1社しかない場合、地方自治法施行令第167条の2に該当する場合に限り行つてきています。

このように、法の定めるところにより適正に進めていましてご理解願ひします。

再質問

デイサービス等の福祉事業は物品の売買や工事請負による指名競争入札とは違うのではないかと私は思っています。合併以前から続いてきた地域福祉に問題があつたとも聞いておりません。そして、雇用不安により従



入札風景

者対策はまちづくりの大きな課題だと思ひます。

デイサービス等の介護、福祉事業を安心して受けられ、安心して働ける介護現場でなければならぬと思ひますので再度お伺ひします。

参画機会を等しく提供する必要があります

再答弁 町長

町としては法に定めるところにより進めていくことが正しい方法と考えています。

このことから、事務事業調整会議で協議を重ねた結果、町内業者が公平かつ平等に介護保険事業へ参画できるように、町としてはその機会を等しく提供する必要がありますので、生活支援ハウス、生活支援員派遣業務、通所介護業務、生きがい活動支援通所業務については平成24年度から競争入札制度を導入し、また、グループホーム運営業務については、平成25年度から指定管理者制度を導入することで調整を進めており、このことについては、町内事業者には既に周知をしています。

今までの随意契約については、ほかにサービスを提供する事業者がいなかったという事情から1社随契となつていましたが、この度同様のサービスを提供する事業者が出てきたことから、町としてはそれぞれの法に基づき契約するものであり、決して福祉事業に対する考え方が変わったわけではありませんでご理解願ひします。